

クーリングシェルター をご利用ください

記事ID 0081876

問い合わせ 保健センター
☎0942-85-3650

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは、熱中症対策として市が指定した冷房設備を備える施設です。夏の暑さから身を守るため、ご利用ください。

- 注意事項** 各施設とも専用の休憩室は設けていません▼混雑状況などにより施設を利用できない場合があります▼開放時間はそれぞれの施設の開館日・開館時間です

施設名	所在地
鳥栖まちづくり推進センター	今泉町2172番地2
中央老人福祉センター	本町3丁目1494番地10
保健センター	本町3丁目1496番地1
サンメッセ鳥栖	本鳥栖町1819番地
鳥栖北まちづくり推進センター	古野町176番地3
市立図書館	布津原町11番地21
市役所	宿町1118番地
田代まちづくり推進センター	田代大官町1958番地
弥生が丘まちづくり推進センター	弥生が丘2丁目146番地3
若葉まちづくり推進センター	萱方町116番地2
基里まちづくり推進センター	曾根崎町1362番地
麓まちづくり推進センター	山浦町1788番地1
旭まちづくり推進センター	儀徳町3155番地2

とっちゃんの環境かわら版【vol.75】

問い合わせ
環境課 ☎0942-85-3561

記事ID 0001322



飼い犬の適正飼育のお願い

■犬を飼い始めたら登録が必要です！

狂犬病予防法に基づき、生後91日以上犬を飼う場合は生涯1回の『犬の登録』と年に1回の『狂犬病予防注射』が義務付けられています。室内犬であっても、登録と狂犬病予防注射が必要です。また、犬を譲り受けた場合や転入、飼い犬が亡くなった時にも届出が必要です。手続きは、市役所環境課の窓口で行うことができます。

■鑑札を必ずつけましょう！

犬を登録したら鑑札、予防注射を受けたら注射済票

が交付されます。鑑札・注射済票の飼い犬への装着は義務付けられています。鑑札・注射済票は迷子犬を飼い主に返す一番の手掛かりです。確実に愛犬が飼い主の元へ戻れるためにも、必ず鑑札を付けましょう。

■飼い犬のふんの始末は飼い主の最低限のマナーです

「犬のふんの処理をしない飼い主がいる」など、犬のふんで迷惑している人はたくさんいます。周囲に迷惑をかけないように飼い主が処理しましょう。市犬取締条例において飼い主のとるべき措置として義務付けられています。また、排尿も放置してしまうと悪臭のもととなり、近隣の人にとって不愉快なものとなります。十分な量の水で洗い流す、アスファルトやコンクリートではペットシートで吸い取るなど適切な処理をお願いします。



おうちでランドリー!? ガスのパワーで35～52分※1で洗濯物をスピード乾燥!!

乾太くん

部屋干し臭の原因菌の減少率

99.9%

部屋干しのあの嫌なニオイ、部屋のジメジメ感がなくなります

乾太くん

ユーザーボイスご紹介



ガス衣類乾燥機

※1 洗濯物の量によります。



TOSU GAS

鳥栖ガス株式会社

鳥栖市藤木町字若桜2465番地



82-4788



「記事ID」をご利用ください

市ホームページの記事ID検索窓に、市報に掲載しているIDを入力することで情報を確認できます。

市報

2026.8 12